

# 学校改築ガイドライン



ビー フレキシブル  
～Be flexible  
みんな集まる学校づくり～



令和 7 年 6 月改訂版  
世田谷区教育委員会

令和 7 年 7 月 1 7 日 ( 木 ) 世田谷区立松沢中学校  
改築基本構想検討委員会用 抜粋版

## はじめに

---

近年、教育環境を取り巻く状況は急速に変化しており、子どもたちが安全・安心かつ快適に学べる学びの場づくりには、より柔軟かつ迅速な対応が求められています。とりわけ、老朽化が進む学校施設の改築においては、地域や学校ごとの実情に応じた特色ある学校づくりとしながらも、確実に竣工までたどり着ける計画性と、目安とする一定の指針の両立が不可欠です。

こうした背景を踏まえ、本書では、従来の「学校施設の標準設計仕様基準」を抜本的に見直し、「学校改築ガイドライン」として改定を行いました。名称を「ガイドライン」としたのは、単に設計の標準的な仕様を示すにとどまらず、世田谷らしい参加型の計画づくりを実現できるよう、全体の流れを明確化し、各段階で留意すべき事項を体系的に整理した実践的な指針とするためです。

本ガイドラインでは、最新の教育課題や技術動向を的確に反映することを重視し、学びの多様化への対応、人口動態の変化、自然災害や気候変動への対応など、新たな教育環境に対応した施設整備について、整理すべき事項を明示しています。その上で、個別の学校における必要な機能については、各学校の改築計画において具体的に検討していくこととし、柔軟な対応を可能としています。

また、学校は子どもたちのための場であるという基本に立ち返り、構想段階において子ども自身の意見を適切に反映する機会を確保することや、保護者・地域住民等の意見を聴くなど、参加の機会を設けることを必須の要件としました。

学校ごとに聴いた意見のうち広く区内で実践すべき取組みは、本ガイドラインに反映していきます。

今後も新たな学びの潮流や新素材等の開発状況に対応できるよう、随時見直しを図ることで、良好で特色ある学校施設整備を進めてまいります。

本ガイドラインが、学校改築事業の着実な推進と、次代を担う子どもたちにふさわしい教育環境の整備に寄与することを願っています。

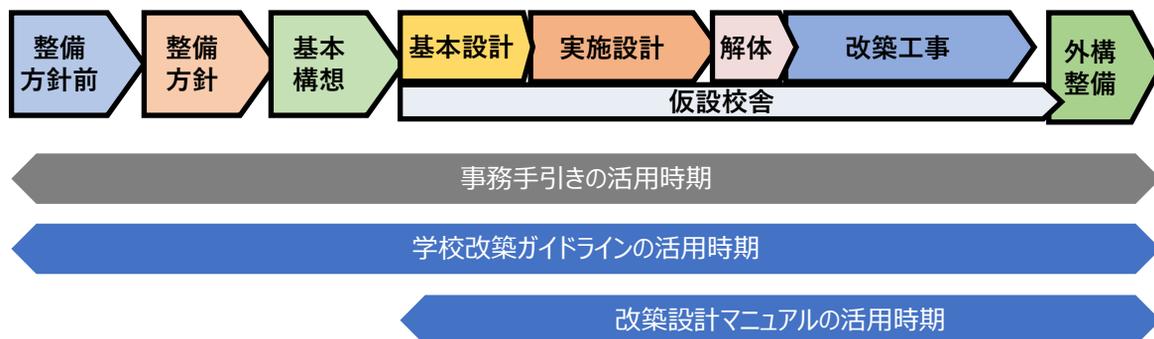
「学校改築ガイドライン」は、設計者・区職員・施設利用者（教職員等）を対象としており、設計前から活用することで、事前に学校等との相互理解を深め、調整等の円滑化に資することを目指している。

この他、設計者を主な対象とした「改築設計マニュアル」、区職員を主な対象とした「事務手引き」等がある。

■各図書の主な対象者や記載内容の整理

	学校改築ガイドライン	改築設計マニュアル	事務手引き
作成者	教育委員会	施設営繕担当部	教育委員会
主な対象者	施設利用者（教職員等） + 区職員、設計者等	設計者 + 区職員 等	区職員
主な記載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針</li> <li>・ゾーニングや配置の考え方</li> <li>・床面積の考え方</li> <li>・施設及び各室の水準等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築計画</li> <li>・電気設備計画</li> <li>・機械設備計画</li> <li>・各室計画等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校改築事業の進め方</li> <li>・関係者と役割</li> <li>・スケジュール、タスク等</li> </ul>

■各図書の想定活用時期



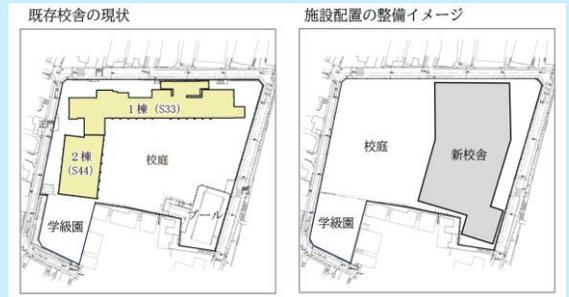
## 2. 基本方針

### (1) 改築までの各段階で留意すべきこと

#### STEP 1 整備方針

- 対象校は、公共施設等総合管理計画にて公表する。
- 諸条件を整理し、必要規模、長寿命化など、改築計画の方向性を庁内で検討する。
- 他の公共施設との複合化を行う場合は、担当部署による政策決定に基づいて検討する。

#### 整備方針における配置検討の例（八幡小学校）



#### STEP 2 基本構想

- 地域代表を含む検討委員会を開催する。
- 児童・生徒ワークショップ、アンケート（児童、生徒、保護者、教職員、地域住民等）、中間説明会を実施し、意見を反映する。



- 学校の沿革、地域コミュニティの特性、最新の教育課題、技術動向（ICT・省エネ等）、地域に求められる機能などを踏まえ、学校ごとに特色あるテーマやコンセプトを設定する。
- 建物配置やゾーニングを決定する。
- 基本構想説明会を開催し、意見を基本設計に反映する。

#### アンケート・住民説明会の意見例（池之上小学校）

- ・現校舎の松の木を残してほしい。
- ・サザエさんのモザイク壁は残してほしい。
- ・プールサイドに屋根がほしい。
- ・楽しくなるような図書室の設計。
- ・画一的な建物ではなく、地域のランドマークとなり児童が誇りを持てるような建築を希望。

#### 生徒ワークショップのテーマ・意見例（奥沢中学校）

奥沢中学校の良い所や残したい所を考えよう！

- ・学年全体で仲が良い。
- ・図書館が落ち着く。

奥沢中学校の悪い所や直したい所を考えよう！

- ・特別支援学級がない。
- ・校舎が複雑で分かりにくい。

新しい学校はどういうつくりが良いか考えよう！

- ・自習スペースがほしい。
- ・座れたり集まれる場所がほしい。

学校と地域とのつながりについて考えよう！

- ・花を植える場所がほしい。
- ・地域の人が使うための駐輪場がほしい。

### 3. ゾーンと配置の考え方

必要諸室は「児童・生徒ゾーン」「職員ゾーン」「地域利用ゾーン」「新BOPゾーン」の大きく4つに分けられる。

● 児童・生徒ゾーン

学校運営時に児童・生徒が主に利用するゾーン。

● 職員ゾーン

学校運営時に職員が主に利用するゾーン。

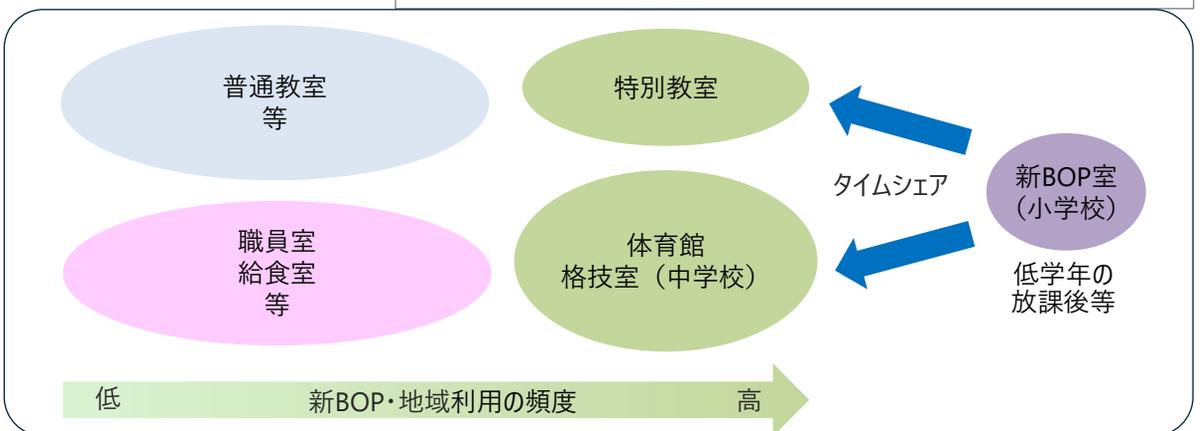
● 新BOP・地域利用ゾーン

学校運営時は児童・生徒・職員が利用するが、タイムシェアを前提として、放課後や学校休業日に新BOPをはじめとして地域住民等も利用できるゾーン。学校運営ゾーン（児童・生徒、職員ゾーン）と物理的に区画できる計画とし、災害時の利用も想定される。

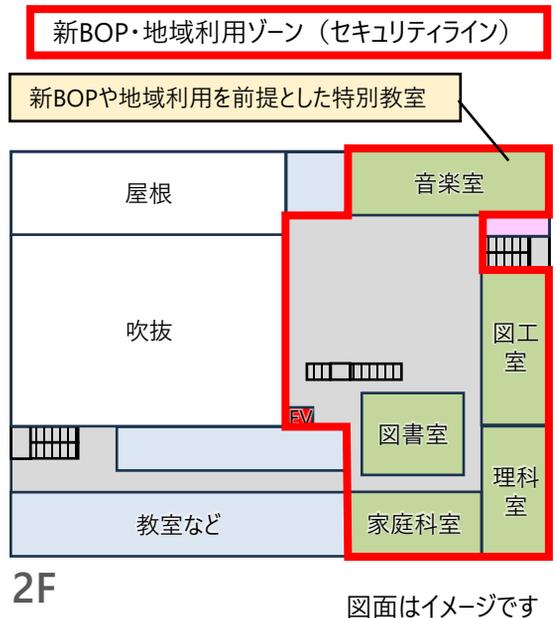
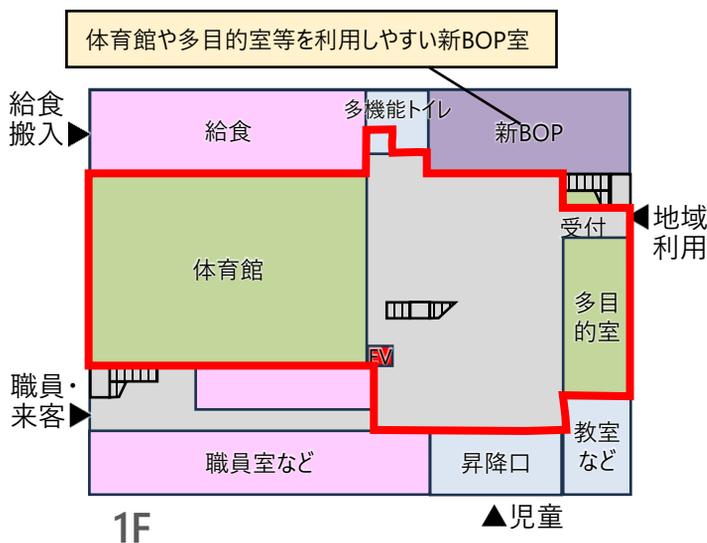
● 新BOPゾーン

新BOP専用ゾーン

優先的に1階に配置：  
主事室、保健室、給食室、特別支援学級、防災倉庫、新BOP室



#### ■新BOP・地域利用を考慮したゾーニングの例



#### 4. 共用部の考え方

既存施設の共用部比率を調査した結果、廊下・階段・踊り場・スロープの面積は、施設面積の22%から34%程度と大きなばらつきがあった。共用部比率はこれまでの事例の平均値を目安として検討する。ただし、共用部を一律に削減するものではなく、誰もが自分の居場所を見出せる場や相互のコミュニケーションの場、多様な学び方等に柔軟に活用できる空間配置も検討する。

##### ■ 既存施設の共用部比率調査結果

	A小	B小	C中	D中	E小	F小	G小	H小	I小
竣工時期	1970年頃	1970年頃	2014年	2014年	2017年	2018年	2019年	2019年	2024年
廊下・階段・踊り場・スロープの比率	27.1%	24.6%	31.5%	21.3%	33.9%	25.6%	32.2%	22.3%	30.1%
施設面積	5,000㎡	7,700㎡	9,600㎡	9,500㎡	7,400㎡	8,400㎡	9,500㎡	8,500㎡	7,500㎡



居場所を見出せる場の例  
(八幡中学校)



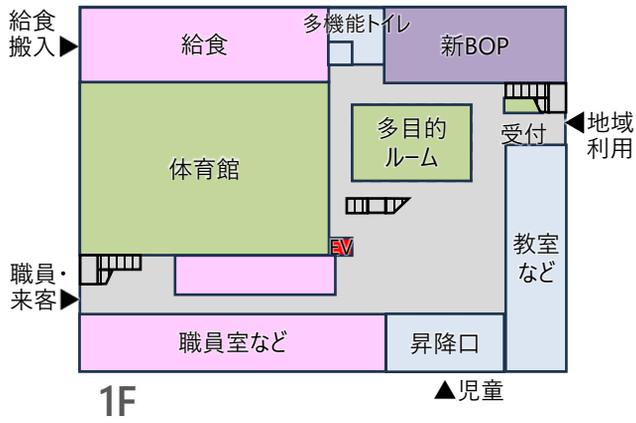
コミュニケーションの場の例  
(池之上小学校)



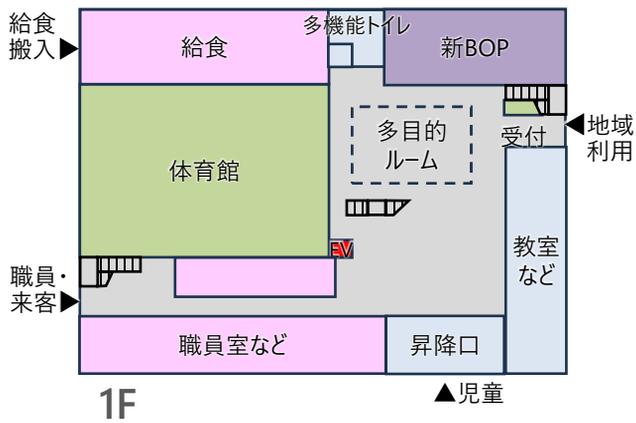
多様に活用できる場の例  
(城山小学校)

■共用スペースをフレキシブルに活用する例

可動間仕切りを閉鎖し、授業等で利用



可動間仕切りを開放し、交流・活動スペースとして一体的に利用



図面、スケッチはイメージです

## 5. 施設規模（総床面積）と各室標準面積

### （1）施設規模（上限総床面積）

【小学校】 A + B

A：義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令（学級数に応ずる必要面積）を基準とする面積

注）教室数にワークスペース数を加えて算出する

学級数	面積（㎡）
1学級及び2学級	$769\text{㎡} + 279\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)$
3学級から5学級まで	$1,326\text{㎡} + 381\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)$
6学級から11学級まで	$2,468\text{㎡} + 236\text{㎡} \times (\text{学級数} - 6)$
12学級から17学級まで	$3,881\text{㎡} + 187\text{㎡} \times (\text{学級数} - 12)$
18学級以上	$5,000\text{㎡} + 173\text{㎡} \times (\text{学級数} - 18)$

B：以下に該当する部分の面積

Bに該当する部分	面積
新BOP室（面積は児童数等による）	1,900㎡
給食室（面積は学級数、児童数による）	
体育館（800㎡）	
共用部	
特別支援学級（障害種別ごと）※	256㎡
ほっとルーム	64㎡
すまいるルーム（職員スペース含む）	巡回校96㎡（拠点校128㎡）
防災倉庫	100㎡
<b>合計</b>	<b>2,416㎡（2,448㎡）</b>

## 【中学校】 C + D

C：義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令（学級数に応ずる必要面積）を基準とする面積  
注）教室数にワークスペース数を加えて算出する

学級数	面積（㎡）
1学級及び2学級	$848\text{㎡} + 651\text{㎡} \times (\text{学級数} - 1)$
3学級から5学級まで	$2,150\text{㎡} + 344\text{㎡} \times (\text{学級数} - 3)$
6学級から11学級まで	$3,181\text{㎡} + 324\text{㎡} \times (\text{学級数} - 6)$
12学級から17学級まで	$5,129\text{㎡} + 160\text{㎡} \times (\text{学級数} - 12)$
18学級以上	$6,088\text{㎡} + 217\text{㎡} \times (\text{学級数} - 18)$

D：以下に該当する部分の面積

Dに該当する部分	面積
給食室（面積は学級数、生徒数による）	1,900㎡
体育館（1,000㎡）	
共用部	
格技室	350㎡
特別支援学級（障害種別ごと）※	288㎡
ほっとルーム	72㎡
すまいるルーム（職員スペース含む）	巡回校108㎡（拠点校144㎡）
防災倉庫	100㎡
<b>合計</b>	<b>2,818㎡（2,854㎡）</b>

## (2) 各室標準面積

室名	小学校	中学校
普通教室	64㎡×学級数	72㎡×学級数
ワークスペース	64㎡×3室	72㎡×3室
特別支援学級※	256㎡ (学習スペース、多目的スペース等)	288㎡ (学習スペース、多目的スペース等)
すまいるルーム	巡回校：96㎡ 拠点校：128㎡ (職員スペース含む)	巡回校：108㎡ 拠点校：144㎡ (職員スペース含む)
個別支援室	16㎡	18㎡
ほっとルーム	64㎡	72㎡
児童・生徒会室	32㎡	36㎡
児童・生徒用更衣室	64㎡	72㎡
図書室	128㎡ (準備室含む)	144㎡ (準備室含む)
理科室	128㎡ (準備室含む)	9学級以下：144㎡ (準備室含む) 10学級以上：216㎡ (準備室・ 第2理科室含む)
音楽室	12学級以下：128㎡ (準備室含む) 13学級以上：192㎡ (準備室・第2音楽室含む)	144㎡ (準備室含む)
図工室、美術室	144㎡ (準備室、作品庫含む)	144㎡ (準備室含む)
技術室	なし	180㎡ (木工室、金工室、準備室含む)
家庭科室	128㎡ (準備室含む)	144㎡ (調理室、被服室、準備室含む)
多目的ルーム	192㎡	216㎡
体育館	800㎡	1000㎡
格技室	なし	350㎡
プール諸室	170㎡	170㎡
地域・学校会議室	32㎡	36㎡
帰宅困難児童・生徒用 備蓄倉庫	16㎡	18㎡
防災倉庫	100㎡	100㎡

※特別支援学級は、最新の整備状況等を考慮のうえ、既存同等の面積の確保を検討する。

室名	小学校	中学校
職員室	職員数×3.7㎡	職員数×3.7㎡
校長室、事務室、主事室、主事倉庫、会議室、印刷室、放送室、サーバー室、教育相談室	各32㎡	各36㎡
倉庫・教材室	適宜（（学級数+3）×10㎡程度）	適宜（（学級数+3）×10㎡程度）
保健室	96㎡	108㎡
教職員休憩室、教職員更衣室	休憩室32㎡、更衣室（男女別計32㎡）	休憩室36㎡、更衣室（男女別計36㎡）
給食室	12学級以下：250㎡ 13～15学級：280㎡ 16～18学級：300㎡ 19～21学級：350㎡ 22～25学級：400㎡ 26～30学級：450㎡ 31学級以上：500㎡	8学級以下：250㎡ 9～10学級：280㎡ 11～12学級：300㎡ 13～16学級：350㎡ 17～20学級：400㎡ 21学級以上：450㎡
配膳室	教室のある階ごとに 14㎡+（階最大教室数×1.2㎡）	教室のある階ごとに 18㎡+（階最大教室数×1.4㎡）
新BOP室	新BOP児童数×1.65+32㎡	原則なし
児童・生徒用昇降口	12学級以下：64㎡ 13～16学級：96㎡ 17～24学級：128㎡ 25～28学級：160㎡ 29～36学級：192㎡	12学級以下：72㎡、 13～16学級：108㎡ 17～24学級：144㎡ 25～28学級：176㎡ 29～36学級：216㎡
児童・生徒用トイレ	児童数×0.5㎡	生徒数×0.5㎡
職員・来客用昇降口	適宜（16㎡程度）	適宜（18㎡程度）
職員・来客用トイレ	適宜（40㎡程度）	適宜（40㎡程度）
多機能トイレ	適宜	適宜
昇降機	適宜	適宜
校庭付属施設（倉庫、屋外トイレなど）	適宜（50㎡程度）	適宜（50㎡程度）
廊下・階段・踊り場・スロープ・設備スペース・ごみ庫	適宜	適宜

## 第2章 施設及び主要な室の水準

### 1. 施設の水準

#### (1) 学校施設整備の主な取組み等

##### ①暑熱対策

- ・窓面積の縮小による熱負荷の低減、庇等による日射遮蔽を検討する。
- ・校舎棟最上階、体育館等を断熱する。
- ・空調設備の能力向上を検討する。  
(出力、室外機の配置など)
- ・教室や校庭を柔軟に配置する。  
(校舎南面以外の教室や北側校庭等の検討)
- ・共用部、倉庫、設備スペース等を除き、原則エアコンを設置する。
- ・プールサイドに庇を設置する。

写真はすべて池之上小学校



プールサイドに庇を設けた例

##### ②環境対策

- ・Nearly ZEB達成を目標とした仕様を導入する。  
(断熱材、ガラス、創エネルギー、設備性能など)
- ・図書室、多目的室等の目や手に触れられる空間の内装等に木質材料を検討する。



庇による日射遮蔽の例

##### ③災害対策

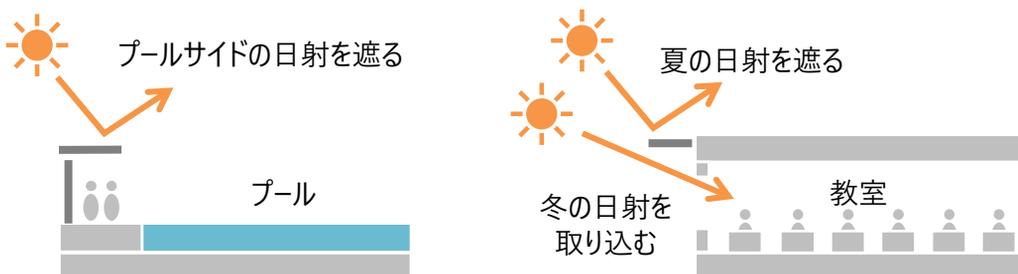
###### 【共通】

- ・防災倉庫の面積を50㎡から100㎡に拡張する。
- ・体育館に電源自立型GHPを設置する。
- ・せたがやグリーンインフラガイドラインを参照し、地域に適した施設整備を検討する。
- ・緊急一時避難の安全対策として、ガラスの飛散防止措置を検討する。
- ・中圧ガスが前面道路等、改築校付近に敷設されている場合は活用を検討する。



内装を木質化した図書室の例

#### ■庇の設置イメージ



【水害対策】

世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップで浸水想定区域にある学校については、災害後の速やかな学校運営再開のために、浸水深を想定した上階への配置やかさ上げ、出入口への止水板の設置等を検討する。

< 主な機能 >

- ・職員室等の中枢機能・重要文書の保管場所
- ・サーバー室や受変電設備（電源設備、分電盤含む）等の機能継続が必要な機器
- ・防災倉庫
- ・体育館

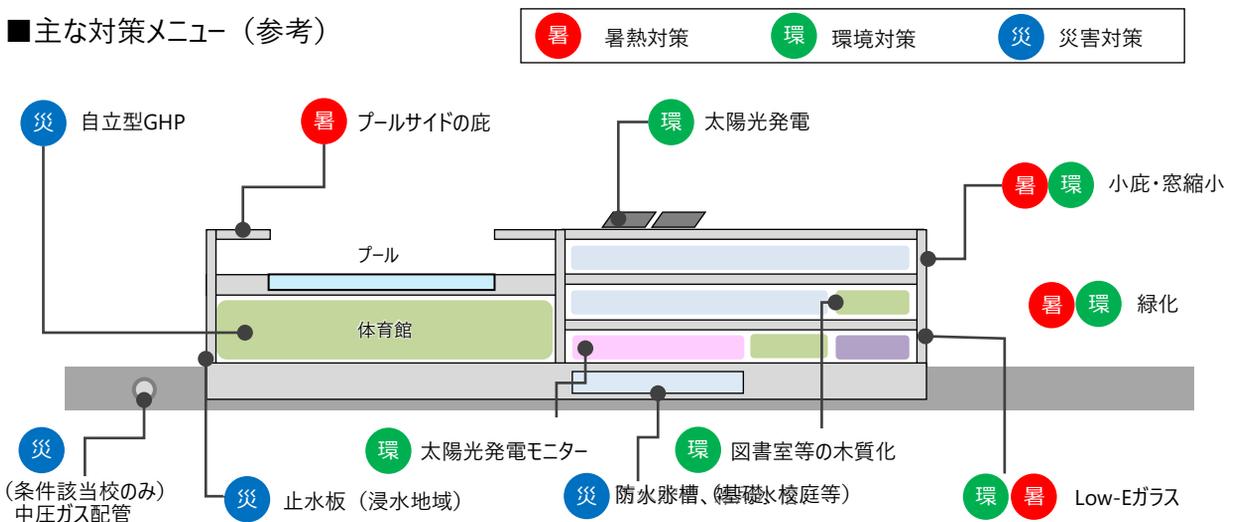


出入口に止水板を設けた例  
(瀬田小学校)

④その他

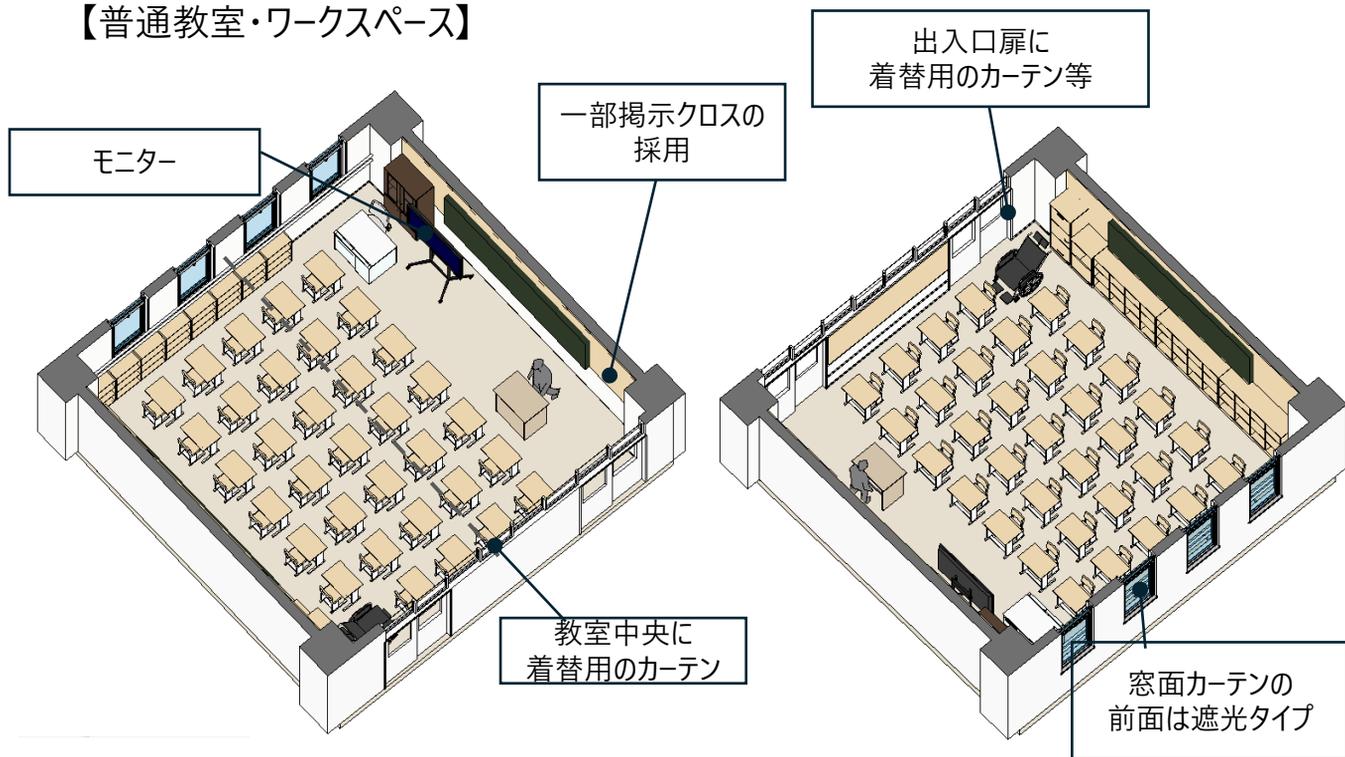
- ・ほっとルーム、すまいるルームの必要床面積を確保する。
- ・職員室や新BOP室について、人数に応じた適正な面積を確保する。
- ・医療的ケアに必要な整備・配置については、「学校等における医療的ケア実施ガイドライン（19～20ページ参照）」に基づき対応する。
- ・ICT環境の変化に伴い、パソコンルームを廃止し、サーバー室を整備する。
- ・ささくれ・剥がれによる事故防止等のため、体育館・格技室の床材はビニールシートの採用を検討する。

■ 主な対策メニュー（参考）



図面はイメージです

【普通教室・ワークスペース】



配慮事項等

・ワークスペースは少人数・習熟度別学習教室として主に利用する。

標準面積

小学校：64㎡、中学校：72㎡

内装

床：フローリング 壁：塗装等  
天井：化粧石膏吸音ボード  
(1枚張り)

工事対応

児童・生徒用ロッカー、黒板（前方は暗線入り：以下共通）、カーテン等

備品対応

机、椅子、モニター等



注：図はイメージであり、実際と異なる場合があります。